

## 町営住宅入居者募集

入居を希望される方は期限内に住民課にお申し込  
みください。

団地名・場所	新池団地(上毛町垂水1764) 1戸
募集戸数	緒方団地(上毛町緒方387-1) 1戸
家賃	所定の算出方式による
入居予定日	2月1日(日)

- 入居者の決定方法 選考または抽選
- 申込受付期間 1月5日(月)~16日(金)  
8:30~17:15(土、日、祝日を除く)
- 入居者資格  
(上毛町営住宅条例第5条及び第6条、同条例施行規則第2条による)
  - 1. 現に同居し、または同居しようとする親族があること。
  - 2. 収入月額が158,000円以下であること。  
※高齢者、障がい者世帯、中学生以下の子どもがいる世帯の場合は、収入月額214,000円以下
  - ※収入月額=(世帯全員の年間総所得-扶養家族の諸控除等)÷12ヶ月
- 3. 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- 4. 国税、地方税などを滞納していない者であること。
- 5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。  
(同居または同居しようとする親族も含む。)

申問 住民課 住民福祉係 ☎ 72-3116(内線142)



個性や能力を活かせるまちへ

## データで見る人生と家族の変化

内閣府男女共同参画局では、家族・結婚・仕事・給与・生活時間など、男女共同参画に関するさまざまなデータを公表しています。近年、少子高齢化や人口減少が急速に進行するとともに、生き方や働き方は多様化しています。

お互いを理解するためには、一人ひとりが社会の状況を知り、関心や問題意識を持つことが大切なのではないでしょうか。

女性のライフイベント年齢		
平均初婚年齢	昭和62年	令和3年
30歳時の未婚割合	25.3歳	29.1歳
合計特殊出生率	14.0%	42.8%

結婚の動向 (万件)		
初婚件数	昭和40年	令和5年
再婚件数	84.8	35.6
離婚件数	10.7	11.9

家族の姿の変化 (%)		
単独	昭和55年	令和2年
夫婦と子ども	2位 19.8	1位 38.0
夫婦のみ	1位 42.1	2位 25.0
ひとり親と子ども	3位 12.5	3位 20.0
3世代など	5位 5.7	4位 9.0
	4位 19.9	5位 7.7

ひとり親世帯の状況		
母子世帯数	昭和63年	令和3年
父子世帯数	84.9万世帯	119.5万世帯(ひとり親世帯の88.9%)

問 住民課 生活窓口係 ☎ 72-3116(内線144)

## システム改修のため 証明書コンビニ交付サービスを 一時休止します

休止時間帯は、コンビニで住民票などすべての証明書を取得できませんので、ご了承ください。

休止時間 1月13日(火)~25日(日)の終日

問 住民課 生活窓口係 ☎ 72-3116(内線144・143)

## 不動産に関する無料相談会を 開催します！

不動産に関するお悩み・相  
続・税金などについて、宅地建  
物取引士・弁護士・税理士が相  
談に応じます。申込みは不要  
ですので、直接、会場までお越  
しください。



■日 時 2月10日(火) 10:00~16:00  
(受付 15:00まで)

■会 場 豊前商工会議所  
(豊前市八屋2013-2)

問 (公社)福岡県宅地建物取引業協会  
☎ 092-631-1717

## データで見る人生と家族の変化

内閣府男女共同参画局では、家族・結婚・仕事・給与・生活時間など、男女共同参画に関するさまざまなデータを公表しています。近年、少子高齢化や人口減少が急速に進行するとともに、生き方や働き方は多様化しています。

お互いを理解するためには、一人ひとりが社会の状況を知り、関心や問題意識を持つことが大切なのではないでしょうか。



女性活躍・男女共同参画  
の現状と課題



## 物価高対応子育て応援手当を支給します

物価高の影響が長期化し、特にその影響を強く受けている子育て世代を力強く支援し、こどもたちの健やかな成長を応援する観点から支給します。準備が整いしだい支払を行います。(2月以降順次)

児童手当受給者が支給対象のため原則申請は不要ですが、申請が必要な方はお早めに申請をお願いします。

支給対象者

申請が必要な方

支給額

申請手続き

児童手当受給者

①公務員の児童手当受給者

②令和7年10月以降令和8年3月末までに出生した児童(新生児)の保護者

対象児童1人当たり 20,000円 (1回限り)

①公務員の方

詳しい手続きは所属庁にご確認ください。

②新生児の保護者の方

新生児の児童手当の手続きに子ども未来課へお越しになった際、併せて給付金の申請を行ってください。(10月以降に生まれた新生児の保護者には、町から1月以降に申請書などを郵送します。)

※申請がお済みでない方は同封している申請書に必要事項を記入し、添付書類と併せてお早めにご提出ください。(提出期限:令和8年3月31日)

児童手当口座を変更している方や給付金の受け取りを辞退される方は、子ども未来課に連絡をお願いします。

問 子ども未来課 子育て支援係 ☎ 72-3127(内線225)

## 水道をご利用の皆さんに 水道管の防寒対策についてのお願い

毎年冬の時期には水道管の凍結・破裂による漏水が見られます。むき出しになっている配管や蛇口には保温材を巻くなど防寒対策をお願いします。

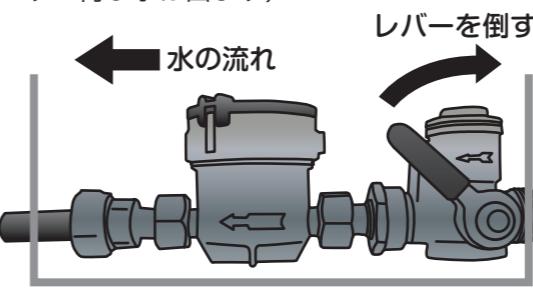
また、毎月初めに水道メーターの検針を行っていますので正確な検針ができるよう、各家庭のメーターボックスの上に物を置いたり、近くに犬をつないだりすることはご遠慮ください。

### 宅地内での水道の漏水について

宅地内で水が噴き出した場合の対処方法および漏水の確認方法をお知らせします。

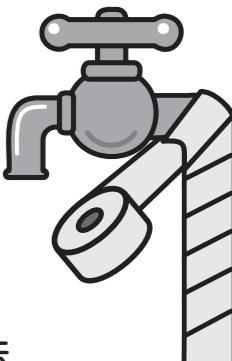
#### ■宅地内で水が噴き出した場合

メーターボックス内の止水栓のレバーを水の流れとは反対側に倒してください。  
水が止まります。(水の流れと同じ方向に倒すと再び水は出ます)



漏水などが確認された場合は、上毛町指定の工事業者へ修理を依頼してください。

問 建設課 上下水道係 ☎ 72-3159(内線192・198)



#### ■漏水が疑われる場合の確認方法

町では毎月検針を行い、「水道使用量のお知らせ」をお渡ししています。前月と比べて心当たりがないのに使用水量が増えている場合は、漏水が疑われます。

①すべての蛇口を閉めてください。

②水道メーターのパイロットが止まっているか確認してください。

すべての蛇口を止めいれば水が止まっているはずですのでパイロットが回ることはあります。水を止めているのにパイロットが回っていれば漏水の可能性があります。

必要に応じて止水栓のレバーを操作してください。

